

2025年9月18日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト99コーポレーション

代表者名 代表取締役社長 田中 秀明

(コード:4464 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役 小西 紀行

(TEL. 06-6942-8761)

(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ

当社は、2025 年8月6日に公表した標記開示資料(その後の訂正及び変更を含みます。)について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、下記のとおりお知らせいたします。

堯アセットマネジメント株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による金融商品取引法施行令第30条第1項4号に基づく要請により当社が公表した2025年9月17日付「(変更)「堯アセットマネジメント株式会社による株式会社ソフト99コーポレーション(証券コード:4464)の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に係る公開買付届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じ、2025年9月17日、公開買付届出書の訂正届出書が関東財務局長に提出されましたが、本変更は、当該訂正届出書の提出により、金融商品取引法第27条の8、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第22条第2項に基づき、本公開買付けに係る買付け等の期間が延長されたことに伴い、生じたものとなります。

なお、下線部が訂正箇所となります。

記

- 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
- (2) 意見の根拠及び理由
 - ① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

II. 本公開買付けの決済 (2025 年 9 月 下旬を予定)

<中略>

IV. 本スクイーズアウト手続の実施 (本株式併合の効力発生日は <u>2025</u>年 <u>12</u>月頃を予定)

<後略>

(訂正後)

<前略>

II. 本公開買付けの決済 (2025 年 <u>10</u>月<u>上</u>旬を予定)

<中略>

IV. 本スクイーズアウト手続の実施 (本株式併合の効力発生日は <u>2026</u>年<u>1</u>月頃を予定)

<後略>

- ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
- (i)公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (訂正前)

<前略>

その後、本公開買付け開始後も、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるために大株主との間での応募契約の締結を検討していたところ、KeePer 技研は、2025 年8月15日付「公開買付への応募及び特別利益(投資有価証券売却益)の計上に関するお知らせ」(以下「8月15日付プレスリリース」といいます。)において、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することを決議した旨を公表したとのことです。公開買付者は、8月15日付プレスリリースの公表を受けて、本公開買付けの成立可能性を高めるためには、KeePer 技研との間で本公開買付けへの応募について書面でも合意し、その意向を確認することに意義があると考え、2025年9月2日に、KeePer 技研との間で、本公開買付けへの応募契約締結に係る協議を行い、公開買付者は、KeePer 技研との間で、体会開買付けへの応募契約締結に係る協議を行い、公開買付者は、KeePer 技研との間で、KeePer 技研が同日時点で所有する当社株式の全て(所有株式数:2,687,700株、所有割合:12.45%)について、当社の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に、本公開買付けに応募する旨の本応募契約(KeePer 技研)を締結したとのことです。

(訂正後)

<前略>

その後、本公開買付け開始後も、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるために大株主との間での応募契約の締結を検討していたところ、KeePer 技研は、2025 年8月15日付「公開買付への応募及び特別利益(投資有価証券売却益)の計上に関するお知らせ」(以下「8月15日付プレスリリース」といいます。)において、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することを決議した旨を公表したとのことです。公開買付者は、8月15日付プレスリリースの公表を受けて、本公開買付けの成立可能性を高めるためには、KeePer 技研との間で本公開買付けへの応募について書面でも合意し、その意向を確認することに意義があると考え、2025年9月2日に、KeePer 技研との間で、本公開買付けへの応募契約締結に係る協議を行い、公開買付者は、KeePer 技研との間で、体にをPer 技研が同日時点で所有する当社株式の全て(所有株式数:2,687,700株、所有割合:12.45%)について、当社の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に、本公開買付けに応募する旨の本応募契約(KeePer 技研)を締結したとのことです。

さらに、当社が 2025 年9月 16 日付で「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025 年9月 16 日付当社プレスリリース」といいます。)を公表し、同月 17 日付で意見表明報告書の訂正報告書を提出したことにより、公開買付者が 2025年8月7日付で提出した公開買付届出書 (2025年9月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、公開買付者は、法第 27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、これに伴い、法第 27条の8第8項の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025年9月17日から起算して10営業日を経過した日である 2025年10月2日まで延長し、公開買付期間を合計 38営業日とすることとなったとのことです。

なお、ECMSPV 3 が 2025 年 9 月 16 日に関東財務局長に提出した公開買付届出書(以下「ECM 公開

買付届出書」といいます。)によれば、ECMSPV 3 は、ECMSPV 3 並びにその株式を所有している Effissimo Capital Management Pte Ltd (以下「エフィッシモ」といいます。)、エフィッシモが運用するイーシーエム マスター ファンド (ECM Master Fund) 及びその受託者であるサンテラ (ケイマン) リミテッド (以下、総称して「エフィッシモグループ」といいます。)の議決権保有割合が 3 分の 1 超となるように、本対抗公開買付けにおける買付予定数の下限を、6,163,300 株(所有割合:28.54%)に設定している(ECM公開買付届出書3頁)とのことです。また、ECM公開買付届出書によれば、本対抗公開買付けは当社の非公開化を目的とするものではなく(ECM公開買付届出書4頁)、本対抗公開買付けが成立した場合における当社の経営方針として、エフィッシモは、原則として当社の業務執行に直接携わることなく、当社経営陣の意向を最大限尊重する(ECM公開買付届出書10頁)とのことです。

公開買付者としては、本対抗公開買付けが成立した場合、エフィッシモグループは当社に対する 一定の影響力を有することになるにもかかわらず、エフィッシモグループから具体的な経営方針は 一切示されておらず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があると考えて いるとのことです。

また、公開買付者は、2025年9月16日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ e スマート証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数(2025年9月16日時点)は6,108,200株に達しており、本応募契約(KeePer 技研)に基づき、当社の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に本公開買付けへの応募が合意されている KeePer 技研が所有する当社株式の全てである2,687,700株を合算すると、既に本公開買付けにおける買付予定数の下限(7,566,400株)を上回っていることを確認しているとのことです。

2025年9月16日付当社プレスリリース (ECM) のとおり、当社は、引き続き本対抗公開買付けに関する評価・検討を進めており、本対抗公開買付けに対する当社の意見を決定するためには、本対抗公開買付けが当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保に資するものであるかどうかについて引き続き精査する必要がありますが、公開買付者としては、当社において、上記も踏まえ、本対抗公開買付けに対して適切な意見が決定されるべきと考えているとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由(訂正前)

<前略>

その後、当社は、2025 年8月18日付で、Effissimo Capital Management Pte Ltd (以下「エフィッシモ」といいます。)より、本特別委員会の委員に対する面談の機会の設定を要請されましたが、2025 年8月21日、本特別委員会の委員から開示情報以上の説明はできかねることを理由として、当該要請は受け入れられない旨をメールにて回答し、代替として長期間にわたる支援に対する謝意を述べるべく当社取締役小西紀行及び事務局メンバーとの面談を設定することを打診いたしました。しかし、当社は、2025 年8月25日、エフィッシモより、謝意はメールにより受領したことを理由に当該面談は見送る旨の回答をメールにて受領いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、当社は、2025年8月18日付で、エフィッシモより、本特別委員会の委員に対する面談の機会の設定を要請されましたが、2025年8月21日、本特別委員会の委員から開示情報以上の説明はできかねることを理由として、当該要請は受け入れられない旨をメールにて回答し、代替として長期間にわたる支援に対する謝意を述べるべく当社取締役小西紀行及び事務局メンバーとの面談を設定することを打診いたしました。しかし、当社は、2025年8月25日、エフィッシモより、謝意はメールにより受領したことを理由に当該面談は見送る旨の回答をメールにて受領いたしました。

<後略>

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項) (訂正前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2025年11月中旬から下旬を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を 2025 年 12 月上旬を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

- (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置
 - (7) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、38営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>